

令和7年 下呂市農業委員会第4回総会議事録

開催日時	令和7年4月3日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 20 番 中桐 由起子（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）	
欠席委員	6 番 中島 義彦 19 番 熊崎 徹（推）	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 15 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 16 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 17 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第4回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 2 番 上野 耕正 委員 4 番 嶋田 浩 委員 をお願いいたします。	
会 長	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	
会 長	農地法第3条申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。	

事務局	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいため、農地を譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
8 番	1 番について説明します。場所は***から西側に500mの位置です。譲渡人は遠方に居住しており、譲渡するものです。譲受人は農地の近隣に昨年から居住しており、申請地を耕作したいとのことで問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請1件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については田9.91㎡、畑389㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅の駐車場及び進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。

21番	1 番について説明します。場所は***の近くの橋付近です。一般個人住宅の駐車場及び進入路として利用したいとのことです。畑として作れるような状況ではないような土地で、周辺への影響はないため、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請4件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、食品加工業の資材置場への転用が1件、面積については田1,457㎡、畑837㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 番号2については、申請地を借り受け、食品加工業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局	番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、特定土地改良事業等施行区域内の第一種農地であるが、土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、第1種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（倉庫）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
9 番	1 番について説明します。場所は***の裏手です。譲受人は、住宅と車庫として利用するものです。南側の農地の承諾は得ています。長期間休耕となっている土地であり、問題ありません。
10番	2 番について説明します。場所は***の建屋の裏側です。資材置場の一部が農地であったため、申請しています。周辺の農地の同意は得られていることから問題ありません。
16番	3 番について説明します。場所は***付近です。譲受人は実家の近くに家を建てたいとのことで、申請しており、隣接する農地は無いことから、問題ありません。
24番	4 番について説明します。場所は***から100mくらいの位置です。譲受人は転入し、一般個人住宅の倉庫として利用するため問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請4件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。

事務局	令和7年度最適化活動の目標の設定について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。（内容について説明）本年度の目標はこの設定のとおりですので、今年度も最適化活動を推進していただきますようよろしくお願い致します。
事務局	続きまして、農地転用許可申請時の添付書類について説明させていただきます。岐阜県から令和7年度より、農地転用許可申請時の添付書類について、規則及び事務処理要領に定められた書類以外は、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めないようにするよう通達がありました。下呂市農業委員会では、「農業委員会確認書」の提出を求めていましたが、「農業委員会確認書」は規則及び事務処理要領に定められた書類ではないため、一律に添付を求めることができなくなりました。今後は、「農業委員会確認書」の提出は任意としますが、農業委員及び推進委員の皆さんには、事前の確認をしていただきたいため、申請書提出時に農業委員会確認書が添付されていない申請書が事務局に提出された場合は、タブレットにデータを送信するとともに、事務局から担当委員さんに電話連絡をさせていただきますので、事前の確認をお願い致します。毎月20日を締め切りとしていますので遅くとも21日までには連絡をさせていただきます。
事務局	隣地承諾書については、任意の書類となっています。混同しやすいのですが、農地転用の際は任意、開発協議と農振除外の際は必須となっています。農地転用の際は、必須ではないのですが、周辺の農地に影響が無いかを申請書の中に記載するにあたって、詳細な説明を記載するよりも、隣の家の人同意をもらっていると証明したほうが手間がかからないと思われます。
11番	農業委員の同意書の取り扱いについて、行政書士へは説明済みでしょうか
事務局	行政書士へは、県から行政書士会へ通知されています。問い合わせがあれば、事務局から必須では無いことを回答します。ただし、確認書を添付したほうが審査の流れがスムーズになることをホームページに載せたいと考えています。
事務局	農業委員会確認書は提出を拒否するものではないため、今までどおり確認書を持参された場合は、今までどおりの対応をお願いします。農業委員確認書の添付が無く、事前確認していただく際の書類は、現在定期的に送信している書類と同程度の内容で送信させていただきます。
事務局	農業委員会の改選の募集期間が5月1日から5月28日までとなっています。詳細については、ホームページをご確認願います。また、3月に最適化交付金の活動報酬の加算額が振込みされていますので、ご確認願います。
事務局	ぎふ農業委員会女性ネットワークから会長あてにお願い状が届いていますので会長にお渡しします。（5番委員から会長にお願い状を手渡し）
5番	女性農業委員を増やしていただくようお願いします。農業委員会も女性の視点から意見を求められていると思いますので、よろしくお願いします。

会長	農業委員会も女性の目線でも見ていただくということから女性委員3割を徹底しています。女性の委員が増えるようにご協力をお願いします。
会 長	その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	以上をもちまして、第4回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会 ※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番